

究評議会等に受講状況を報告している。

受講を徹底するための工夫として、人事制度・評価委員会との連携により申し合わせを定め、特段の事情なく受講しなかった場合、勤勉手当の勤務成績率にマイナス反映することとしている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生の研究倫理教育計画についても、不正行為防止委員会が一元的に決定しており、令和6年度は、学部生は任意（推奨）、大学院生は必修で eAPRIN を受講している。

大学院生に対しては、新入生オリエンテーションで説明するほか、新入生への配布資料や連絡事項に追加し、周知するとともに、eAPRIN の受講準備や受講案内に係るメール送付することにより周知を図っている。

研究室によっては、学生に対し、論文執筆前に「文献調査リスト」のような論文名や、論文の概要等をまとめた文献調査リストを作ることなどを指導し、先行研究を確認するなどの工夫を行っている。また、Slack を活用し、随時教員と学生の間で、研究データの解釈等について、指導を行っているところもある。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

不正行為防止委員会が定める「研究資料等の保存等に関する取扱いについて」において、研究活動の記録等（実験ノート）と、研究成果の発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等）の保存方法等について定めている。具体的に、研究活動の記録等は事後の変更を許さない形、研究成果の発表（学術論文等）のもととなった研究資料は後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で、それぞれ保管・保存しなければならないとされている。また、保存期間は原則として、論文等発表から5年間となっている。研究データの保存に際しては、Gakunin RDM（一人当たり100GB利用可能）のデータ領域を活用することとしているほか、これに接続可能なオブジェクトストレージの整備を進めている。

研究責任者は、自らの研究グループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究資料のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管すること、あるいは所在を確認して追跡可能としておく等の措置を講じなければならないこと、研究責任者が転出や退職する場合は、研究責任者自身が前述に準じた措置を講じなければならないことなども定めている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究倫理教育計画の策定と実施状況は内部統制の一環として監事監査の対象となっており、監事の意見も踏まえて組織的に研究倫理教育を推進している。

教員及び大学院生を利用対象者として、論文剽窃チェックツール「iThenticate」を導入し、定期的に周知して活用を促している。

また、研究不正の防止に向けた取組の解説や、eAPRIN 以外の研究倫理教材の照会などをまとめた「研究活動上の不正行為防止マニュアル」、研究不正行為の防止や粗悪学術誌への対処、研究機器の利用など、研究活動を進める上での注意事項をまとめた「研究を進めるにあたっての順守・留意事項」を作成し、ホームページに掲載している。

生成系 AI の利用にあたり、機密情報や著作権等の留意点を列挙するとともに、教育・学修及び研究における利用について考え方を整理した「岩手大学における生成 AI の利活用に関する基本方針」を取りまとめている。

<研究活動の不正行為防止マニュアル>

研究活動上の 不正行為防止マニュアル

概要版



岩手大学研究・地域連携部研究推進課

平成30年9月27日
(令和2年3月25日最終更新)

調査結果 宇都宮大学

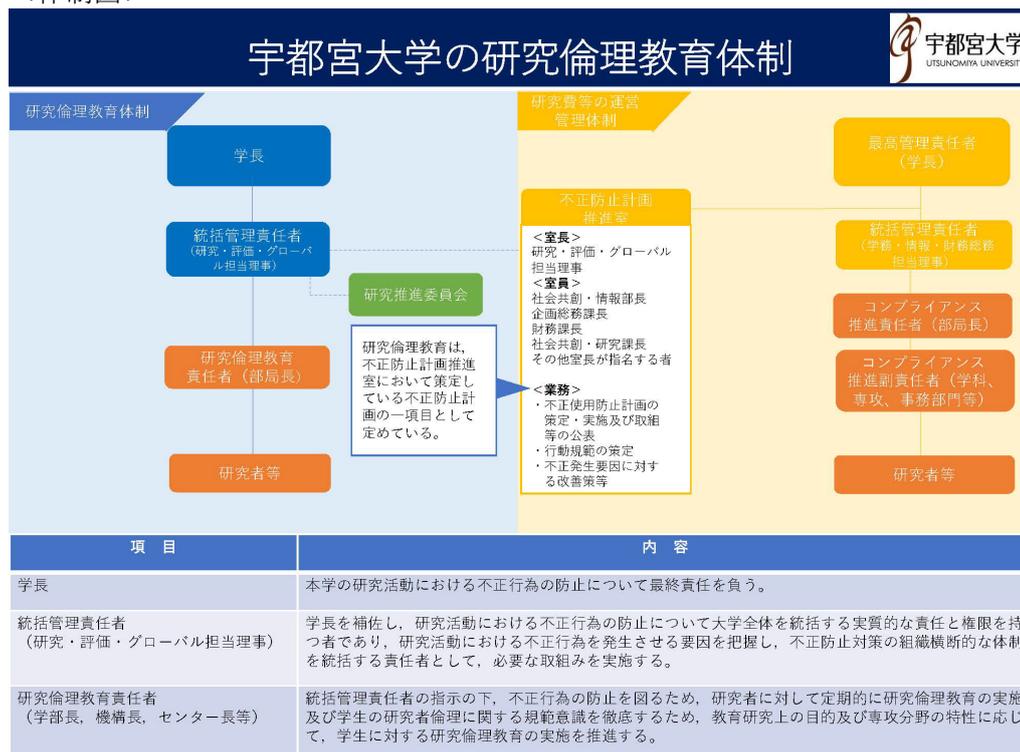
(1) 研究倫理教育の体制

宇都宮大学では、「宇都宮大学における研究者等の行動規範」に基づき、研究者は研究成果を論文などで公表することにより、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならないことになっており、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことが定められている。

体制については、「宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程」に基づき、学長が研究活動における不正行為の防止について最終的な責任を負うこととされている。また、学長を補佐し、研究活動における不正行為の防止について大学全体を統括する、実質的な責任と権限を有する統括管理責任者として、学長の指名する理事を充てている。研究倫理教育の推進については、各部局の長を研究倫理教育責任者としている。

また、「宇都宮大学における研究費等の取扱いに関する規程」に基づき設置している不正防止計画推進室では、不正防止計画を定めており、その中で研究倫理教育を推進することとなっており、実施要領を定めて実施している。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

不正防止計画推進室において策定している「宇都宮大学研究費等不正及び研究不正行為防止計画」とともに、毎年実施要領を策定し、研究倫理教育責任者（部局長）が実施と受講状況の管理を担うこととしている。全学的な実施状況は、不正防止計画推進室や研究推進委員会などに報告されている。

具体的には、新任教職員に日本学術振興会の作成する e-ラーニング教材 (eL CoRE)

の受講を求め、以降5年に1回受講することとしており、受講した者には修了証書の提出を求めることにより、受講状況を管理している。加えて、Microsoft Forms上で理解度チェックとして行う小テストを実施しており、eL CoREの受講対象でない年も含め、毎年度小テストの受講及び誓約書の提出を求めている。

また、不正防止計画推進室において研究不正事例を収集し、これらの情報を定期的に共有することで、不正防止意識の啓発を図っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

宇都宮大学研究費等不正及び研究不正行為防止計画等において、学生等にも研究倫理教育等を通して不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることなどを定めており、学部・研究科に応じた学修方法に準じて実施している。

また、1年次の入学セミナーにおいて、研究倫理教育についても説明する場を設け、シラバスでも研究倫理に係る理解を得ることを目的と定めている。

また、学部学生向けに「誠実な学びと研究」という資料をまとめ、学内ポータルサイトでも確認できるようにしている。

このほか、令和5年度は、論文作成力を中心とした研究力向上のために、教職員・学生を対象に全3回シリーズの「UU論文セミナー」(オンライン形式)を開催した。特に第1回、第2回は「投稿前に知っておきたい英語論文に求められること」として、先行研究調査と論文の構成 - 執筆のプロセス、英語表現、投稿ジャーナル選定、出版倫理、オープンアクセス等、主に学生・大学院生を対象とした内容となっている。

<誠実な学びと研究>

1

誠実な学びと研究

不正行為を行わず、真摯に学び研究することは、大学生生活を終えた後、知識基盤社会*で働く上でも強く求められる。

*新しい技術や産業が、最先端を歩む社会が求められる社会のことです。

捏造、改竄、盗用をしてはならない
自ら不正行為をしない、他者の不正行為に荷担しない。

捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
別々のデータや画像を組み合わせ、生々のデータをレポートに載せる。
→実験を行う前に、データの作りかえをレポートに記載する。

改竄 研究資料・機器・装置を変更する操作を行い、データ、研究結果によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
別々の資料のデータや画像を組み合わせ、レポートに記載する。
→実験を行う前に、データの作りかえをレポートに記載する。

盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
同一インターネット上の文章を、専門性を示すレポートに引用する
→著者が同意したか、その同意を、自分のレポートに記載する。
→もしも同意で使えたとしても、その内容を、引用のページに必ず、上の論文のレポートに記載する(自己引用)。

なぜ不正行為を行ってはならないのか
レポートで記述してしまうことが多い盗用は、以下の点において大きな問題となる。

他者のアイデアや意見を尊重する文化が失われる
盗用が横行すれば、互いに信頼し、認め合うことができなくなる。著者に盗用の可能性を疑われる状況では、自由にアイデアを交換したり、多様な意見をぶつけ合ったりすることが困難になる。公正な評価が得られなくなり成長の機会を失う
盗用により他者の学業成果を奪うことで、評価は歪み、自分自身の評価度が正確でなくなる。そのことで、今後どのように学べばいいかわからない指摘が得られなくなり、成長する機会を自ら奪うことになる。

社会全体の発展を妨げる
盗用により他者の著作権が侵害されることで、社会全体の文化的・学術的発展を妨げることになる。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領を定め、研究者が外部に発表した研究成果に関する実験・観察ノート等の記録媒体並びに実験試料・試薬及び装置等を「研究データ等」と定義し、研究者が自ら保存すべき研究データ等を定め、記録媒体等は10年間、有体物は5年間保存することとしている。また、研究者が異動あるいは離職する場合は、異動等の前の所属部局において管理することとしている。

研究データの保存にあたっては、機関全体でデータ保存に使用可能なクラウドサービス(学内限定ファイル共有システム(Proself))を導入している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

啓発活動として、他大学等で発生した不正事案を学内ポータルの掲示板及び大学ホームページに掲載し、共有を図っている。

また、研究不正防止ポスターを作成し、大学ホームページ等で周知するとともに、ハゲタカジャーナル・ハゲタカ学会に関する注意喚起を学内ポータルに掲示板にて行っている。

<研究不正防止ポスター>



<ハゲタカジャーナル・ハゲタカ学会に関する注意喚起>

ハゲタカジャーナル・ハゲタカ学会に関する注意喚起のスクリーンショット。ページ上部には「ハゲタカジャーナル」のロゴと「ハゲタカ学会」のロゴが表示されている。本文は「【その他】ハゲタカジャーナル・ハゲタカ学会について」という見出しで始まり、学会の概要、ハゲタカジャーナルの特徴、投稿に関する注意事項、および著作権に関する情報を提供している。

【その他】ハゲタカジャーナル・ハゲタカ学会について

カテゴリー： 研究不正
 発行人： 社会共創・情報部社会共創・研究課（編集本 西村）2024年09月19日（水） 15:28
 最終更新者： 編集本 自記 2024年09月19日（水） 15:28
 表示設定： 閲覧設定なし

『ハゲタカジャーナル』にご注意ください！

ハゲタカジャーナルとは？
 査読も取らないが、査読から不正な掲載料を徴収することを目的として、悪質な投稿も行われ、信頼な学術誌です。

ハゲタカジャーナルの特徴

- 一般の査読を経ず論文を掲載し、不当な掲載料を請求する。
- 著者は査読結果を無視し、査読結果を無視して論文を掲載する。
- 著名な学術誌に類似したジャーナル名をつけている。
- 偽ったインパクトファクターの提示。
- 掲載料や査読料を不倫に公表しない。
- 研究費に査読料を徴収するメールを無断に発行する。
- 査読料の徴収を目的とした悪質な投稿や、不当な査読料の請求を繰り返している。

『ハゲタカジャーナル』へ投稿すると生じる問題点

- 悪質な投稿を採らない論文を、あなたも投稿をされたかのように勝手に出版を行うことによる学術上の問題。
- 研究費を不正に支出する事案への入札による学術上の問題。
- 投稿料を徴収してトラブルが発生する恐れ。
- 不当に研究費を徴収する恐れ。
- 掲載料の論文取り下げに同意しない場合、「二重投稿」に該当する恐れがある。
- 論文の査読結果を不正に公表する恐れ（学術界の信頼に対する悪影響）。
- 出版のやりとりを通じた個人情報漏洩の恐れ。
- 悪質な投稿者にも学術界からの信用を失う。

『ハゲタカジャーナル』に巻き込まれないためには
 健全なジャーナルを見分けること。見分ける方法は次のとおり。

①ホワイトリストの確認
 Scopus <https://www.scopus.com/>
 DOI <https://doi.org/>
 編集委員の確認ができていないなど、所定の条件を満たしたジャーナルのみを掲載。

COPE (出版倫理委員会) <https://publicationethics.org/members>
 ※学術論文の出版規範に関する活動を行っている非営利組織のリストです。

DASPA (オープンアクセス学術出版連合) <https://oaspa.org/membership/members/>
 ※オープンアクセス出版社が加盟する学会です。

日本学術会議学術研究団体一覧 http://www.sjg.jp/ja/info/link_touroku_a.html
 ※国内の学会や学術研究活動を行っている団体。学会の上乗せされているものが登録されている。

ブラックリストの確認
 Beal's List of Predatory Journal and Publishers
<https://bealists.net/>

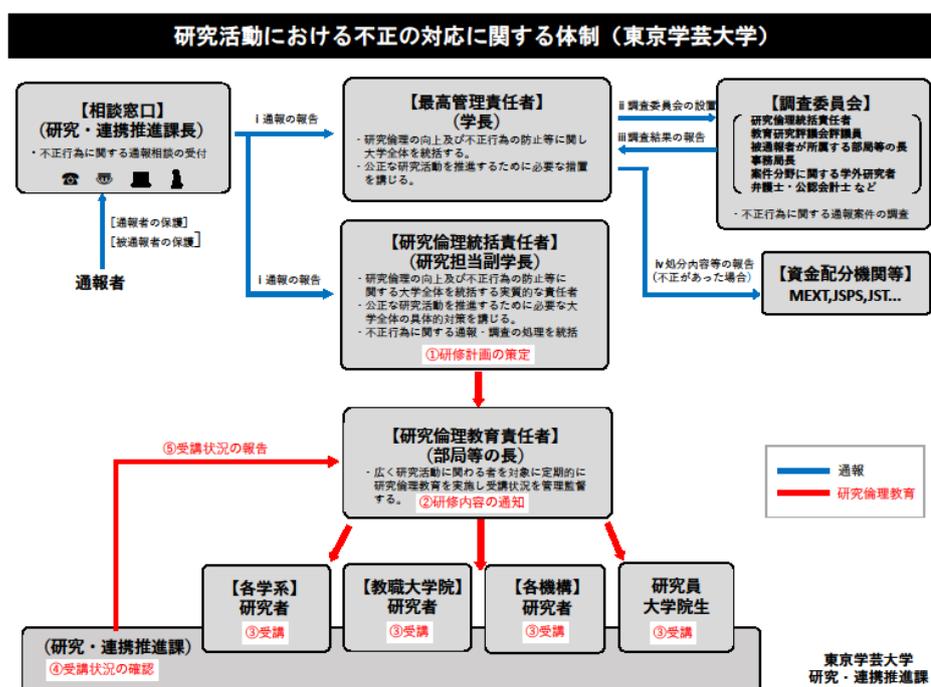
調査結果 東京学芸大学

(1) 研究倫理教育の体制

東京学芸大学では、「国立大学法人東京学芸大学行動規範」において、高い倫理観をもって教育研究活動及びそれを支える活動に従事し、教育研究活動上のあらゆる不正行為がないようにすることを定めるとともに、「東京学芸大学における研究活動の不正の対応に関する規程」を定めている。

実施体制としては、学長を研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括し、最終責任を負う最高責任者と位置づけ、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する研究倫理統括責任者を設置し、研究を所掌する副学長を充てている。また、各部署の長は研究倫理教育責任者として、部局等に所属する研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督している。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者に対しては、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等の受講を義務付けている。

毎年度、全学として「不正防止啓発活動等の実施計画」を策定し、一般財団法人公正研究推進協会の作成する e-ラーニングプログラム (eAPRIN) を使用した研修及びその他の教材を使用した研修を行っている。eAPRIN を使用した研修では、分野に応じて人文社会科学系、理工系、医学系の 3 つのコース (各 7 単元) のうち、いずれかを選択し、定められた 5 年間のうちに最低 1 回は受講することを義務付けている。設定されたコースの中には、ピア・レビューに関する単元も含まれており、ピア・レビューにおける倫理・注意すべき事項について修得できるようにしている。また、その他の教材を使用した研修では、外部講師の講演、AMED などの作成した資料の通読等をした上で報告書を提出するもので、毎年度研究倫理あるいはコンプライアンスのいずれかの受講を必

修としている。

受講状況の確認については、大学の研究活動全体を統括し、研究を推進することを目的とする教育実践研究推進本部会議において、全学一元的に研究倫理教育研修の企画、受講状況を確認する（令和5年度は中間報告、最終報告の2回）仕組みとなっている。具体的な確認方法としては、eAPRINを用いたeラーニングでは、受講者の修了記録を確認し、その他の教材を用いた研修では履修後の報告を義務付けることで修了状況を確認しており、未修了者がいる場合は、部局等の長に報告し、受講を促している。

近年、研究不正、公的研究費の不正使用の防止にとどまらず、安全保障輸出管理や、利益相反なども「研究インテグリティ」の概念に含まれてきていることを踏まえて、これらの新しい観点も含めた研修のあり方を検討している。

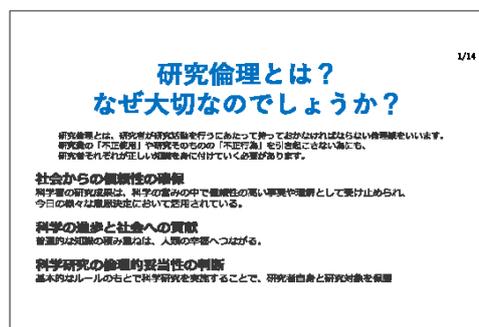
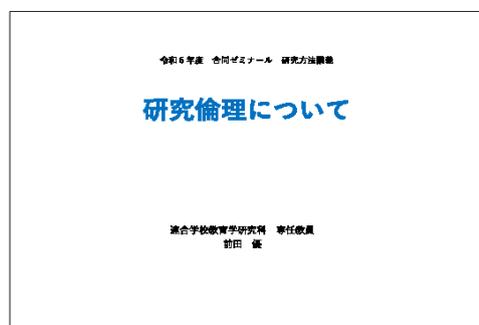
(3) 学生に対する研究倫理教育

大学院博士課程学生に対しては、研究者と同様、eラーニングによる研修（eAPRINの人文社会科学系、理工系、医学系の3つのコースのいずれか）の受講を義務付けており、オリエンテーション時にeラーニングの受講案内を実施している。

さらに、博士課程学生を対象とした合同ゼミナールを1年次、2年次の秋学期に実施し、研究倫理や論文執筆等に関する基礎的知識を身に付けさせるとともに、教科教育学等に係る研究指導も行っている。合同ゼミナールは必修となっており、単位を付与することにより、担当教員、学生の参加を促している。

全学的な研究倫理教育とは別に、ゼミ、研究室において、研究手法やデータの管理等の指導と合わせて研究倫理についても指導するなどの工夫もみられる。

※合同ゼミナールにおける研究倫理教育例



(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「国立大学法人東京学芸大学研究データ管理・公開ポリシー」（以下「ポリシー」という。）を令和5年10月に制定し、デジタル、非デジタルを問わず、また、一次データ、加工データ、解析データ等も含めて、研究データとして、収集又は生成した研究者が管

理を行う権利及び責務を有するとしている。

研究データの管理にあたっては、研究開始時に、研究データ管理の具体的な方法等を記載した研究データ管理計画を作成し、研究終了時に保存する研究データ、破棄する研究データ、管理対象外のデータに仕分けして、保存する研究データは期間を定めて保存することになっている。

また、研究データが、これからの学術及び社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識から、特段の定めがある場合を除き、学界及び社会に公開・共有することとしている。

また、ポリシーの策定と並行して、令和5年7月に学内でアンケート調査を行い、研究データ保管に際しての管理方法や問題点、データを保存するストレージのニーズなどを把握している。この結果を踏まえ、国立情報学研究所（NII）が提供している研究データ管理基盤 GakuNin RDM を公認クラウドサービスとして利用開始することとし、一人当たり 100GB まで無料で使えるようにしている。（GakuNin RDM は、第三者機関である時刻認証事業者のタイムスタンプサービスを用いた証跡管理機能を持っているため、システム中に保存されたデータがある時刻に存在したことを証明することができ、研究公正の観点から有益である。）なお、研究データの保存に係る管理コストや費用については、現在各研究者の研究費等による負担としており、現時点では大学全体の費用については確認されていない。今後、これら費用にかかる問題が顕在化した場合には大学内での検討が必要との認識。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

未発表の論文については「東京学芸大学論叢」及び「学校教育学研究論集」（連合学校教育学研究科に係る論文集）での掲載を可能としている。「東京学芸大学論叢」は、学外の機関に所属する研究者である査読者の審査に基づき、編集会議が掲載・非掲載を決定している。「学校教育学研究論集」は、3名以上のレフリー（研究科所属教員以外の者に委嘱することも可能）の審査に基づき、研究科専任教員等から構成される編集委員会が掲載・非掲載を決定している。

大学のHPにおいて、研究不正の防止だけでなく、研究費不正の防止についても周知しており、研究活動の不正防止のポイントをまとめたポスターを掲示するとともに、研究費不正の防止のハンドブック内で、研究活動の不正にも含む通報・相談窓口についての案内も掲載し、研究費不正の防止と連動した周知を図っている。

< 研究活動の不正防止のポスター（左）と通報、相談窓口の案内（右） >

東京学芸大学

研究活動の不正行為 再確認しましょう！

研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為

- 捏造**：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- 改ざん**：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- 盗用**：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会道徳に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものも該当します！

不正の通報・相談窓口
財務・研究推進部 研究・連携推進課長
連絡先：042-329-7909
kenq24@u-gakugei.ac.jp

12. 通報・相談窓口について

◆不正の通報・相談については「国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程」に則して受け付けています。

「国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程」は、本学HPに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。
(<https://www.u-gakugei.ac.jp/houkei/h19te310014.html>)

< 通報者の保護について >

- 規程に基づき、通報は匿名により行われるものとなっています。
- 規程に基づき、通報内容や通報者の氏名等は、調査結果の公表までの通報者及び通報者の関係機関等への開示は行われません。
- 規程に基づき通報を行った場合、通報者の氏名の公表や利害関係等を有する場合があります。
- 規程に基づき通報でいじめ、等に通報したことを理由に解雇等の不利な取扱いを致しません。

< 通報の内容について >

不正を有ったとする研究者・グループ、不正の通報等の内容を明示し、かつ、不正とする科学的・合理的根拠を提示し、調査の請求により提出してください。

< 通報・相談窓口 >

【担当】 財務・研究推進部 研究・連携推進課
【電話先】 042-329-7909
【FAX】 042-329-7128

< 郵送で通報・相談する場合の郵送先 >

〒194-8501
東京都武蔵野市井の頭4-1-1
国立大学法人東京学芸大学 財務・研究推進部 研究・連携推進課
< 電子メールで通報・相談する場合はメールアドレス >
以下の専用アドレスを使用して下さい。
財務・研究推進部 研究・連携推進課：kenq24@u-gakugei.ac.jp

< 直接来学して通報・相談を行う場合の連絡先 >

事前に事前予約は必ず行う必要があります。
【電話先】 042-329-7909

生成系 AI への対応については、大学における生成 AI の業務利用について、「機密情報」「秘情報」を除く「学内情報」のレベルにおいて、生成 AI が学習しない設定にすることで利用可能である旨の通知を行っている。

また、「ChatGTP など生成系 AI 使用における注意事項」（令和 5 年 5 月 10 日学長）において、次のような周知を行っている。

1. 個人情報など機密情報を入力しないこと（特に学生は注意すること）
2. 書かれている情報の信憑性を疑い、安易に信じないこと
3. 出力された文章・画像などの論文・レポート作成への取り込みは剽窃となり、著作権の侵害の可能性があること（生成系 AI から持ち出した文章や画像などをそのまま自分の論文・レポート、作品に利用することは剽窃となり、研究倫理に反する行為であり、また、こうした行為は、元の著者・作者の著作権を侵害する違法行為ともなり得ることなど。）

調査結果 浜松医科大学

(1) 研究倫理教育の体制

浜松医科大学では、「国立大学法人浜松医科大学における研究者等の行動規範」において、研究・調査データの記録を保存し、厳正な取り扱いを行うことだけでなく、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことを定めている。

このような考え方の下、「国立大学法人浜松医科大学研究公正規程」において、研究者倫理の向上及び不正行為の防止の管理運営について最終責任を負う者として研究公正最高責任者を置き、内部統制最高管理責任者（学長）を充てている。また、研究公正最高責任者を補佐し、法人における不正行為の防止を図る事務を統括する研究公正統括責任者、また、研究公正最高責任者を補佐し、法人における研究者倫理の向上を図る事務を統括する倫理教育統括責任者を置き、いずれも、現在研究担当の副学長が指名されている。

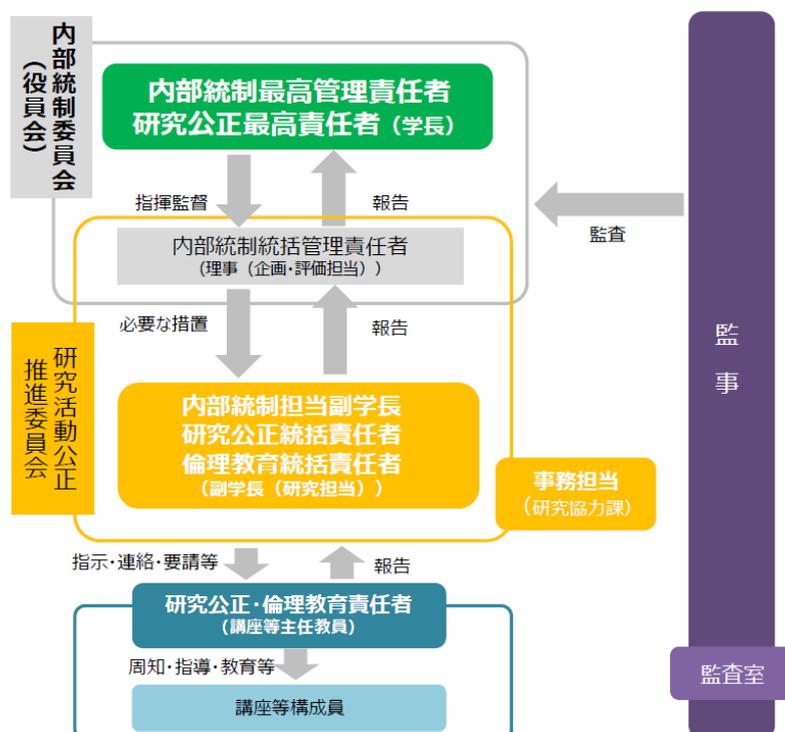
加えて、各講座等の主任教員を研究公正・倫理教育責任者に充て、研究者倫理の向上及び不正行為の防止に取り組んでいる。

この他、研究倫理の向上を図るため教育、研修及び啓発並びに不正行為への対処及び研究の公正な推進のため、研究活動公正推進委員会を設置している。

また、研究不正に限らず、競争的研究費の不正使用等防止、個人情報保護など内部統制に関わる事案を扱う、内部統制委員会を設置し、役員会をもって充てており、大学全体として内部統制システムで一元管理することにより、ガバナンス強化を図っている。内部統制委員会では、内部統制統括管理責任者である理事（企画・評価担当）が、研究公正に関する取組を含め、関連する取組の進捗状況等を取りまとめて報告している。

<体制図>

研究活動の不正行為防止に関する責任体系図



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 e ラーニングプログラム（eAPRIN）を5年に1回受講することを義務付け、確認テストにおいて80点以上を合格として終了証を発行し、事務局にて成績の管理を行っている。研究倫理教育の受講を研究実施に係る各種申請の要件とし、申請書類に受講番号等の記載を求めることにより、研究開始前の受講を徹底している。

また、以下のように毎年度時期を定めて啓発及び研究データの保管状況確認等の取組を実施している。

- ・4月頃、新規採用者向けに研究倫理に関するリーフレットの配付又は講習を実施するとともに、採用時研究倫理教育の受講及び誓約書の提出を依頼。
- ・4月～5月頃、研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用等防止のため、啓発ポスターを作成。
- ・8月頃、科学研究費助成事業への応募説明会の際に研究倫理に係る講習を実施。
- ・9月～10月頃、他機関での不正事例の周知及び注意喚起等について、教授会において報告するとともに啓発メールを送信。
- ・10月～11月頃、研究データの保存に係る学内規程等及び適切な保管例を周知。
- ・12月～1月頃、研究データの保管状況の实地調査。

なお、上記講習等においては、行動規範、不正行為の定義、他機関における不正事例等について説明している。

査読に関する不適切な行為については、学内で「査読における不適切な行為の防止について（令和5年11月14日）」について周知するとともに、科学研究費助成事業に係る学内説明会において、研究公正に係る講習を開催した際、過去の査読に関する不適切な行為の事案について説明し、査読プロセスの不適切な行為は、不正行為に該当し同大学の処罰対象になりうることを周知した。また、査読時には「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」、あるいは、出版規範委員会（Committee on Publication Ethics :COPE）の査読者向けの指針（Ethical guidelines for peer reviewers）等を確認の上、適切に実施するよう継続的に周知を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部段階では、医学科・看護学科1年次必修科目「倫理学」の1コマにおいて、「医療研究を正しく行うための倫理」に関する講義を行っている。また、医学科は1年次必修科目「人間科学ゼミナール」においてeAPRINを受講させている。さらに、一部のゼミでは加えて、ICR（Introduction to Clinical Research）：臨床研究入門の教材にも取り組んでいる。

大学院では、eAPRIN の受講を義務付け、一部の必修科目の単位認定要件とし、入学ガイダンスで受講必須であることを周知している。また、研究倫理に関する講義を開講するとともに、演習等において研究倫理に関する教育なども実施している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「国立大学法人浜松医科大学研究公正規程」において、実験・観察ノート又は生データ等（研究データ等）を一定期間保存し、必要な場合には開示しなければならないことを定め、具体的には、「国立大学法人浜松医科大学研究データ等の保存期間に関する細則」において、研究データ等は10年間、試料及び標本等の有体物は5年間保管することなどを定めている。運用としては、大学に研究データを保管する、あるいは、研究データを保管する管理者の連絡先等を研究室で把握し、研究データを追跡可能な状態とする対応のいずれかとしている。オープンアクセスの動向も踏まえ、研究データを管

理・保存し、社会へ公開し利活用を図る観点から、「浜松医科大学研究データポリシー」を定め、研究データの保管場所として令和7年から GakuNinRDM の運用開始を検討している。

毎年度12月～1月頃、研究データ等の保管状況の実地調査を実施している。調査は、まず、平成27年度以降に論文等の形で発表された研究成果の元となる研究データ等について、保管場所（自部署内又は他部署）、管理者、部署で保管している場合は保管場所等の確認を行い、その後、毎年平均約20部署に対し、実際に研究データ等が保管されているか、研究室・実験室を訪問して調査を行っている。調査では、あらかじめ指定した論文の図表等について生データの保管等を含めてヒアリング調査を実施している。調査の実施に当たり、データ保存の重要性等を改めて説明し、また、調査結果は研究活動公正委員会に報告され、良い事例等を学内で周知することにより、研究データ等の保管に対する意識向上を図っている。また、担当職員が効率的・効果的に調査を実施できるよう、チェックリストにおいて、確認する観点をあらかじめ明確にしている。

<研究データ等の保管状況に関する実地調査 チェックリスト>

研究データ等の保存状況に関する実地調査

調査日時： 令和〇年 12 月 1日 10 時 00 分～ 10 時 15 分

調査員/書記： ○○

調査対象部署： ○○講座

(対応者： ○○ 先生)

	タイトル	雑誌名	研究データの種別						データ管理者名
			電子データ (数値データ、画像など)	保管場所	紙データ	保管場所	試料等	保管場所	
対象論文 (論文データ等管理リストより)	○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○	有	学内(研究室)	無	該当なし	有	学内(その他)	
チェック欄 (○/×)			○	○	× →有	× →学内(研究室)	○	○	○
備考 (種類、保管場所、保管方法など)			<ul style="list-style-type: none"> ○種類 <ul style="list-style-type: none"> 電子データの抽出データ(エクセル) Webアンケート回答(エクセル) ○〇解析結果(エクセル・画像) 生データを加工した一覧(アクセス) ○保管場所 <ul style="list-style-type: none"> ノートPC(研究室の鍵付き) デスクトップPC(研究室にチェンで固定) 外付けHDD ○フォルダ整理方法 <ul style="list-style-type: none"> 論文ごとに分け、番号を付けて体系的に 異なるテーマ別に実験ごとに分けて 課長の保管ルールに沿って ○生データまで通り可/不可 <ul style="list-style-type: none"> 保存日もファイルで確認可 ○バックアップ状況 <ul style="list-style-type: none"> PC本体 外付けHDD 課長のクラウドサーバー SSD 	<ul style="list-style-type: none"> ○種類 <ul style="list-style-type: none"> アンケート回答用紙 大学配付の実験ノート(ラボノート) オリジナルのラボノート 図書館蔵本 ○保管場所 <ul style="list-style-type: none"> 研究室の扉裏(鍵付き) 扉裏で共有の扉裏 個人用の引き出し 保管データのリストを扉裏に貼付 アンケートはボックスに入れ、外からわかるよう保管期間と論文掲載を貼付 ○実験ノート 有/無 <ul style="list-style-type: none"> 消えないペン / 鉛筆 資料類貼付け 有/無 日付 有/無 余白 有/無 本人サイン 有/無 確認者サイン 有/無 電子データ・試料と紐づけできるようナンバリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○種類 <ul style="list-style-type: none"> 冷凍試体(血液/組織/臓器) 冷凍試体 高濃度のマウス精子 プレパレートに固定した細胞 ○〇〇試本 ○〇菌 ○保管場所/方法(ナンバリング等) <ul style="list-style-type: none"> ○〇室の冷凍庫内(研究者ごとボックスに保管) 実験室内の鍵付きの箱(研究者ごとに管理) 密閉しないよう、個人ごとに保管場所を割り当て、冷凍庫に置き場所の張り付けをさせる 試料の管理簿を高濃度に貼付 差し番号をつけ、管理簿を作成 日付、管理番号を記載 日付、管理番号のラベルを貼付 研究ごとに区別して保管 	<ul style="list-style-type: none"> ○部署としてのルール有/無 <ul style="list-style-type: none"> 気動/送風の機、データは取崩し禁止 ラボノートは共有の鍵付き扉裏に保管 患者データは個人情報保護のため、オフラインで保管 試体は所定の冷凍庫に保管 ○その他工夫 			

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

(2)に記載の通り、啓発ポスターを研究活動の不正、研究費の不正使用等の防止としてまとめて、研究費の不正使用等の防止と連携して啓発を行っている。

<啓発ポスター>

研究活動における不正行為、若しくは研究費の不正使用が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報することができる窓口を設置しています。

盗用、不正切当、改ざん、捏造、論文の二重投稿、資金の戻し、二重請求、カンダ金、ブルー金、禁煙請求、目的外使用

『あれ？それ、研究不正では？』
・・・と思ったら、下記窓口へご連絡ください。

研究活動における不正行為、若しくは研究費の不正使用が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報することができる窓口を設置しています。通報者本人の許可なく氏名等を公表することはありません。また、通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

告発窓口

●研究活動における不正行為のよび、研究費の不正使用に関する告発窓口

監査室（管理棟1階）
電話：053-435-2191（ダイヤルイン）
053-433-5005（直通）
E-mail: koueki@hama-med.ac.jp

相談窓口

●研究費の使用に関する相談窓口

会計課総務係
電話：053-435-2124（内線2124）
E-mail: siso@hama-med.ac.jp
※窓口にて相談内容が漏れ、担当部署へご連絡します。内容によって、機密に取扱いいただく場合があります。

本ホームページにて、本学の対応、関連情報等を公表しています。各自ご確認ください。
ホーム > 研究 > 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応
https://www.hama-med.ac.jp/research/fraudulent/index.html

通報受付窓口

研究活動における不正行為、又は研究費の不正使用が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報することができる窓口を設置しています。

通報受付窓口

監査室	TEL	053-435-2191(ダイヤルイン)	053-433-5005(直通)
	E-mail	koueki@hama-med.ac.jp	

通報等受付方法等

受付方法	電話、電子メール、書面、面会
受付時間	8時30分～12時00分、13時00分～17時15分 ※ただし、土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、その他休業期間は無休となります。

<注意事項>

- 通報を受け付ける際には、通報者の氏名・所属・連絡先・不正を行ったとする研究者または研究グループ名、不正行為又は不正使用の態様及び内容について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力を依頼する場合があります。
- 調査の結果、悪報に基づき通報があったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、その他の措置を講ずることがあります。

通報等受付方法等

通報される方は、次の事項をご確認の上、ご連絡ください。

① 通報者の氏名及び所属 <small>※通報者は匿名で通報することも可能です。</small>
② 通報者の連絡先（電話番号、FAX又は電子メール等） <small>※通報者本人が不在時、緊急連絡先がいない場合はご連絡ください。</small>
③ 本学において通報対象事実（研究活動における不正行為又は研究費の不正使用）が生じていることを具体的に記述して下さい。
④ 通報は電話または口頭でも行うことができますが、相当の信頼性のある情報、証拠等を付してください。
⑤ 通報内容が一般的なご意見、苦情等の種であり、通報対象事実ではないと判断した場合は、情報提供として本学の業務改善等に活用させていただきますので、予めご了承ください。
⑥ 通報による秘密は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律により守られます。
⑦ 通報者本人の許可なく氏名等を公表することはありません。
⑧ 通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

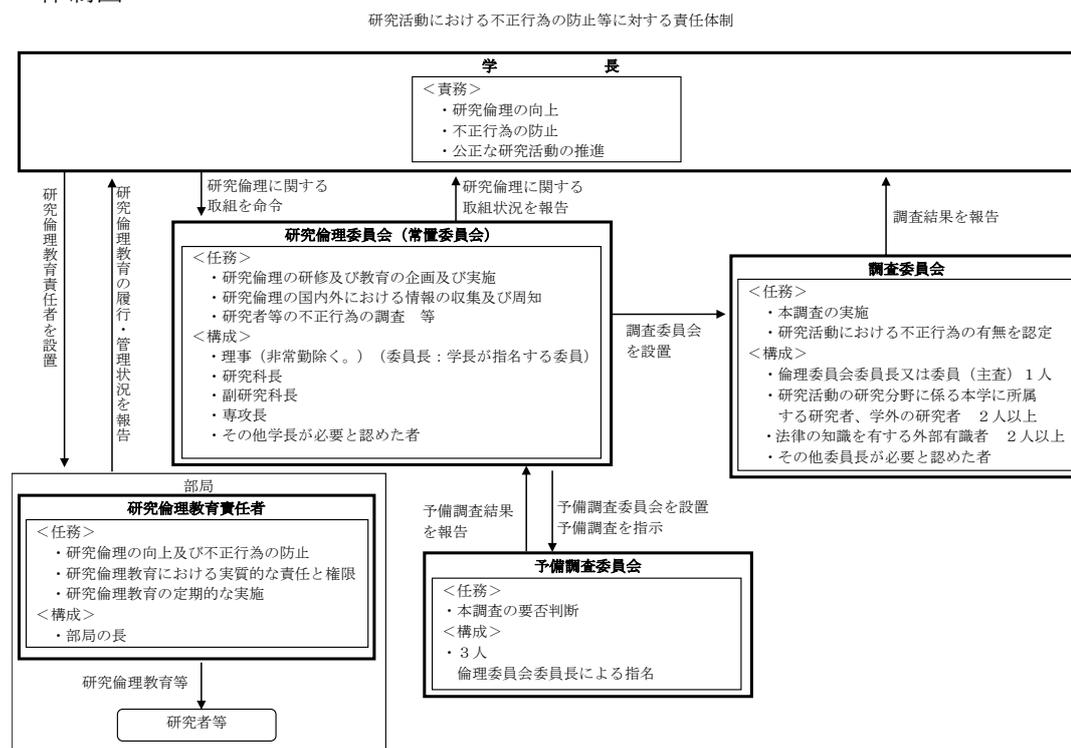
調査結果 北陸先端科学技術大学院大学

(1) 研究倫理教育の体制

北陸先端科学技術大学院大学では、「北陸先端科学技術大学院大学における研究者の行動規範」において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことなど、研究公正について定めている。

研究不正防止に向けた実施体制については、「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学研究活動における不正行為の防止及び措置に関する規則」（以下、「不正行為防止規則」という。）に基づき、学長が研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じることとなっている。このうち、研究倫理教育については、部局の長を、部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者に充てている。また、研究者等による不正行為の防止については、理事、研究科長、副研究科長、専攻長等からなる研究倫理委員会を設置し、同委員会において研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施等に取り組んでいる。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

不正行為防止規則において、学生、技術職員等を含むすべての研究者を対象に、研究倫理教育の受講義務を課している。その上で、学長裁定により、研究倫理教育の基準及び北陸先端科学技術大学院大学における研究倫理教育の実施内容や形態等について定め、これに基づき、研究倫理委員会において、機関としての次年度の研究倫理教育の計画を検討し、方針を決定している。

具体的には、研究者等は3年ごとの教育の受講を行うことを必須とし、一般財団法人

公正研究推進協会の作成する e ラーニングプログラムのうち大学が定めるコース eAPRIN 又は日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE) 等を受講することとし、受講状況は e ラーニングプログラムの受講状況については台帳により管理しており、eL CoRE については修了証の提出を求めている。大学として受講を求めるコースは社会情勢等を踏まえて、適宜見直しを行っている。なお、eAPRIN の受講コースの設定に際しては、「査読における不適切な行為の防止について (通知)」を踏まえて、ピアレビューに関する単元を追加している。

また、科研費の学内説明会において研究活動における不正行為や研究倫理についての説明などを行うこととしている。このほか、採用時の新任教職員研修の際にセミナーを行い、啓発を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

研究室教育ポリシーにおいて、各研究室が専門知識の習得や関連研究の調査を踏まえた研究計画の立案・実施、論文執筆、発表等の研究プロセスに必要な能力を習得させることとしており、これに基づき、各研究室が研究室教育指針を定め、学内向け HP で公開している。

この一環で、学生に対しても、研究者として e-ラーニングプログラムの受講を義務付けた上で、入学時のオリエンテーションにおける研究活動不正行為や研究倫理についての説明、全学生向けのセミナー、科研費の学内説明会における研究活動不正行為や研究倫理についての説明などを行うこととしている。

また、研究倫理教育責任者である副研究科長及び専攻長の下で、学位別教員会議等において次年度の研究倫理教育について検討を行い、集中講義や必修科目での研究倫理教育の実施を決定している。「科学者の倫理」、「人間カイノベーション論」、「人間力・創出カイノベーション論」の集中講義や必修科目において、研究者倫理等について講義を行っている。

令和5年度は、全学生向けに、外部講師を迎えて研究公正についてのセミナーを開催した。また、研究室に対し、日本医療研究開発機構作成の「研究不正事例を踏まえたチームで研究を実施する際に留意すべきポイント」のリーフレットを配付し、研究室での研究活動の際に注意喚起を行った。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

不正行為防止規則において、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観測記録ノート、実験データその他の研究資料等を別に定める期間適切に保管・管理すること、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならないことを定めている。

具体的には、「北陸先端科学技術大学院大学における研究資料等の保存に関する指針」において、実験ノートを含む文書や数値データ、画像等の資料は成果発表後 10 年間、実験試料や標本等については成果発表後 5 年間保存することとしている。

また、研究責任者は自らの研究グループに所属する研究者が異動・退職する場合は、当該研究者と保存すべき資料や保存場所等を確認するとともに、必要に応じてバックアップをとることとしている。研究室主宰者が異動又は退職する場合は、研究資料等の名称とその保存場所を記載したリストを本学に提出するなど、所在が把握できるよう措置を講ずるものとしている。

研究データの保存に際しては、学術論文、学位論文、リサーチレポート等は附属図書館が管理しているリポジトリに登録、公開可能としており、また、大学が導入している Box ストレージを使って保存、研究室での共有も可能となっている。このほか、国立情

報学研究所の GakuNin RDM を、教職員、学生が利用可能としている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

毎年度の監事監査の重点項目に研究不正防止を位置づけ、規程等の整備状況、不正防止体制の整備・運用状況、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施状況、不正発生時の対応に関する状況について担当理事に対するヒアリングを行い、体制管理を行うこととしている。

また、学内向け HP において、文部科学省のガイドラインのほか、通知、不正事例などについても共有している。

学位論文に関する研究公正の取組として、学位論文の審査にあたっては、大学が契約をしている学位論文検証ツール「iThenticate」により、指導教員が学位論文の検証を行うことを必須としており、機関として費用を負担して提供している。

学内規則や関連資料等に基づき、研究不正の防止の取組のポイント等を日本語、英語それぞれでまとめた「研究活動の公正性の確保について」を作成し、HP において公開している。

<研究活動の公正性の確保について（抄）>

	<p style="text-align: center;">研究活動の公正性の確保</p> <p style="text-align: center;"><small>For this document (Ensuring Fairness in Research Activities) in English, please see the page 8.</small></p> <ul style="list-style-type: none">◎科学研究における不正行為は、科学を冒瀆し、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであって、本来あってはならないものである。◎不正行為は、科学そのものに対する背信行為であり研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。◎研究者コミュニティや大学・研究機関、研究費の配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。◎未来への先行投資として、国費による研究費支援が増加する中、国費の効果的活用の意味でも研究の公正性の確保がより一層求められる。	7
	<p style="text-align: center;">Ensuring Fairness in Research Activities</p> <ul style="list-style-type: none">◎Misconducts in scientific research amount to desecration of science, undermine people's trust in science, impede the development of science, and shall not be allowed to happen in the first place.◎Misconducts are the acts of betrayal of science, and will absolutely not be tolerated, irrespective of the size or provenance of the research grant.◎Researchers communities, universities, research institutions, institutions allocating research grants, all of whom shall adopt an attitude of zero-tolerance against fraudulent acts.◎As support through research grants from public funding is increasing for an advance investment for the future, even a higher expectation exists for ensuring research fairness in the sense of effective use of public funding.	8

調査結果 京都教育大学

(1) 研究倫理教育の体制

京都教育大学では、「京都教育大学研究者行動規範」に基づき、教育研究・調査データに関しては、記録保持や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為に一切関与しないこととしている。

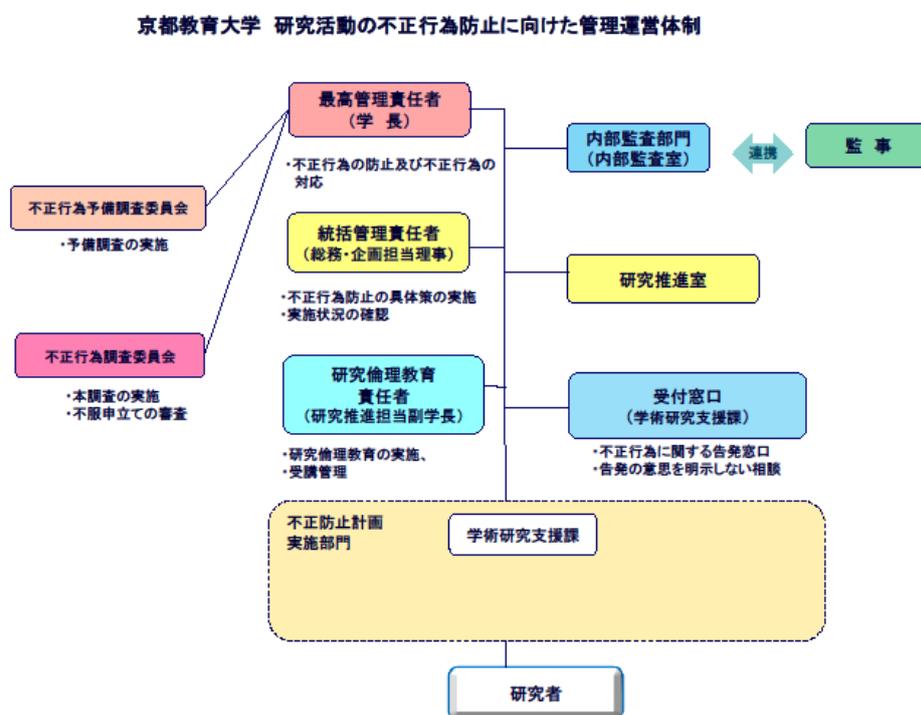
研究不正防止に向けた実施体制については、「国立大学法人京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、学長を不正行為の防止及び不正行為への対応についての最高管理責任者とし、学長を補佐して、不正行為の防止及び不正行為への対応について統括する統括管理責任者を置いて、総務・企画担当の理事を充てている。また、研究倫理教育を具体的に実施する研究倫理教育責任者を置いて、副学長（研究推進担当）を充てている。

また、研究費の不正使用の防止対策について基本方針の作成、不正使用防止計画の策定等を担う不正防止推進委員会において、研究不正の防止についても計画を定めて取り組んでいる。

研究倫理教育の推進等にあたり、教員、事務職員から構成される研究推進室を設置しており、学術研究支援課と連携して実務を担っている。

また、大学全体の計画として、「京都教育大学における研究費等の運営・管理に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画」を策定している。

<実施体制>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE] により研究倫理教育を実施しており、大学教員及び附属

学校園教員の全員に対して、研究費不正の防止に係る研修と同様、3年に1回の受講を義務付けている。まず担当部署において実施状況を確認し、未受講者に対して受講を求め、それでも受講されない場合は研究倫理教育責任者である副学長から受講を促すこととしている。また、学長裁量経費による学内科研費（教育研究改革・改善プロジェクト経費）の応募に際して、eL CoREの受講を必須とすることにより、積極的な受講を促している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部1年生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて「京都教育大学 研究者行動規範」のリーフレットを配布するとともに、1年生の必修授業であるKyokyoスタートアップセミナーにおいて、情報モラル、著作権などと合わせて説明し、あるいは、レポートやプレゼンテーションのやり方の説明の中でも適切な引用等について説明している。また、新4年生になった際に、改めてオリエンテーションにおいてリーフレットを配布して、不正行為を行わないよう促している。

大学院生に対しては、1年生の段階でリーフレットの配布に加えて、eL CoREの大学院生向けのコースの受講を促している。

<京都教育大学研究者行動規範リーフレット>

The image shows three pages from the 'Researcher Code of Conduct' leaflet. The left page is a Q&A section with questions about plagiarism and data handling. The middle page lists various types of research misconduct such as misappropriation of funds and data. The right page is the cover of the leaflet, featuring the university logo, the title '研究者行動規範', and the slogan '誇りある学術研究のために'.

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「国立大学法人京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、研究者に対し、研究データの一定期間の保存、必要に応じての開示を義務付けている。

その上で、「国立大学法人京都教育大学における研究データの保存・開示に関する内規」に基づき、実験・観察等の研究資料について、紙媒体の資料、データ等は10年、実験試料や装置等については5年保存する等の詳細について定めている。

研究データの保存に際しては、学内でも議論中であるが、データの共有等のシステムとして、情報処理センターにおいて、大容量ファイル保存サービス（KUE NAS）、プライベートクラウドストレージサービス（KUE Cloud）を整備するとともに、Google社が提供する教育機関向けのパブリッククラウドサービス Google Workspace for Education を利用して Google ドライブへの利用も可能としている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究費の不正と研究活動の不正を防止するため、「公的研究費の不正使用・研究活動の不正行為防止ハンドブック」を作成し、研究活動の不正については、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）だけでなく、二重投稿や不適切なオーサーシップも含めて不正行為として位置づけていることを周知している。

また、研究費の不正、論文の査読の不正をしないよう啓発するポスターを作成している。

<ハンドブック>

<研究不正に関する啓発ポスター>

公的研究費の不正使用
・
研究活動の不正行為
防止ハンドブック

令和5年8月



国立大学法人
京都教育大学
KYOTO UNIVERSITY OF EDUCATION



<https://www.kyokyo-u.ac.jp/research/fairness/>
事務処理手続き等に関する相談、不正行為に関する通報窓口は次のとおりです。
京都教育大学学術研究支援課 研究支援グループ
【住所】〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1
【電話】075-644-8846
【FAX】075-644-8182
【E-Mail】 kenshien@kyokyo-u.ac.jp (◎を@に置き換えてください)
※電話による受付時間は、平日9:00～17:00です。

調査結果 奈良女子大学

(1) 研究倫理教育の体制

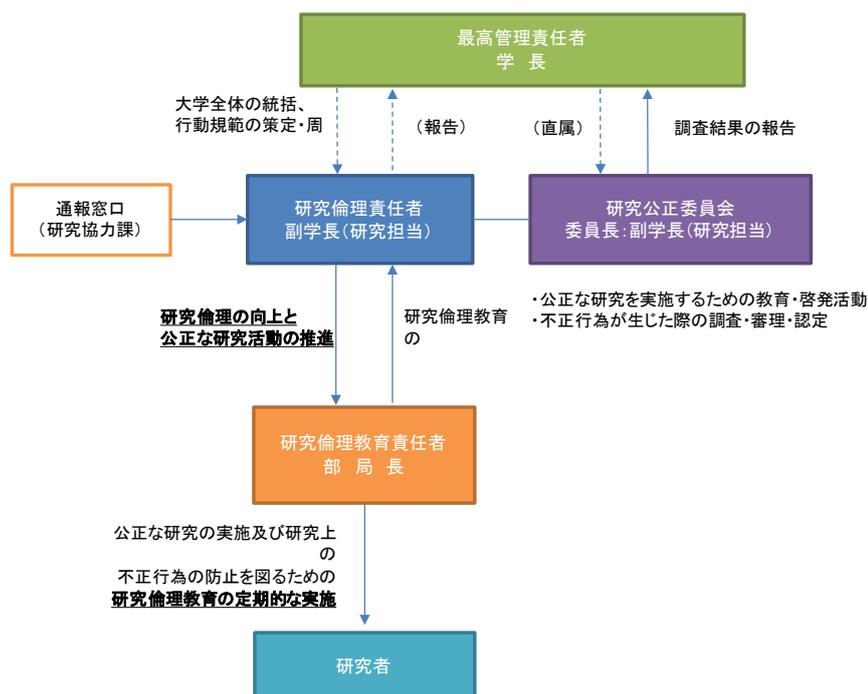
奈良女子大学では、「奈良女子大学研究者行動規範」に基づき、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担、看過しないことなど、誠実に研究活動を行うことについて定めている。

このような考え方の下、「奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程」において、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括し、最終責任を負う最高責任者に学長を充て、行動規範を策定・周知し、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じることとしている。また、副学長(研究・奈良カレッジズ・地域連携・ダイバーシティ推進担当)を研究倫理責任者に充て、研究倫理の向上に責任を有し、公正な研究活動を推進するとともに、研究上の不正行為に関して、告発の受付から調査等を統括することとしている。

また、研究上の不正行為に関する重要事項を審議するため、研究公正委員会を設置し、公正な研究を実施するための教育・啓発活動、不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定、その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動に関する業務を担っている。

<体制図>

○ 奈良女子大学における研究上の不正行為防止における責任体制



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

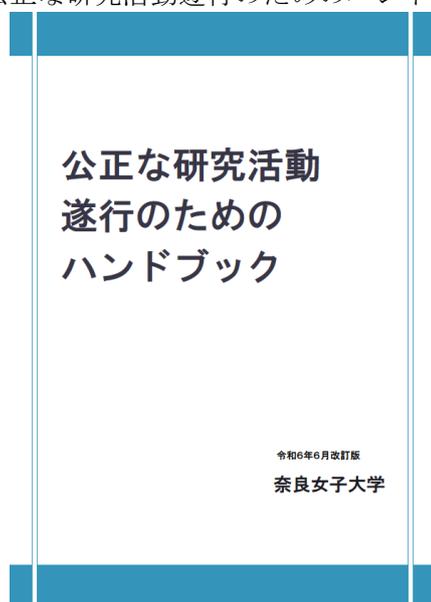
公的資金により行われる全ての研究活動を実施する際には、研究倫理教育の受講を義務付けており、特に、科学研究費補助金採択者及び同研究費応募資格を有する者については、一般財団法人公正研究推進協会が提供する研究倫理教育eラーニングプログラム(eAPRIN)を3年毎に受講することを必須としている。受講に際しては、研究活動

における不正行為に関する項目だけでなく、安全保障輸出管理等の項目も含めて受講することとしている。受講状況は研究公正委員会に報告され、委員会構成員の学部長等から学部内での受講・再受講の呼びかけを適宜行っている。また、「査読における不適切な行為の防止について（令和5年11月14日）」の通知を踏まえ、研究公正委員会で検討し、受講を推奨する任意コースとしてeAPRINの「ピア・レビュー」関連の単元を追加している。

また、研究費の不正使用防止に関する研修会と、研究不正防止研修会を合同で毎年開催するとともに、学内の競争的研究費の採択者へ向けた説明会において、研究不正防止についても説明している。

このほか、大学独自の教材として、研究活動上の不正行為の防止、研究費の不正使用の防止、生物多様性等を含む法令順守、産学官連携活動に関するリスクマネジメントなどをまとめた、「公正な研究活動遂行のためのハンドブック」を作成、使用している。

<公正な研究活動遂行のためのハンドブック>



(3) 学生に対する研究倫理教育

博士前期課程の全学生に対し、研究倫理に関する科目の履修又はeAPRINのプログラムの受講を義務付け、博士後期課程の全学生に対し、研究倫理に関する科目を必修化し履修を義務付けている。また、博士前期課程の修士論文指導をおこなう「演習指導Ⅰ」「演習指導Ⅱ」等、博士後期課程の博士論文指導をおこなう「博士論文執筆指導」においても、指導教員より研究倫理に関わる内容に触れている。

学部段階の学生に対しても、多くの学生が履修する共通科目「奈良女子大学入門」において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「奈良女子大学研究者行動規範」についての説明を行い、研究倫理意識の醸成を図っている。

その上で、各研究室単位で、卒業論文の指導等の中で、必要に応じて研究倫理についても教育している。

部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【文学部】

学部1年次の推奨科目「基礎演習」において、レポート作成等の指導の中で文献引用等について指導しており、学年の進行に応じ、専門の「演習」「講読」の授業において、剽窃、盗用等について説明している。また、4年時の必修科目「卒業論文演習Ⅰ・Ⅱ」において、卒業論文の作成に向けた研究指導の中で研究倫理についても重点的に指導している。

【理学部】

一例として、化学生物環境学科生物科学コースでは、1年次の必修科目「生物環境科学基礎実習Ⅰ・Ⅱ」の中で、レポート作成、動物実験等に関する法規とともに研究倫理についても説明し、3年次向けの履修推奨科目「公正な研究活動のために」において、研究公正の概念、研究不正防止策、研究記録の管理、公開性、引用の仕方等について体系的に教育している。

【生活環境学部】

一例として、心身健康学科では、学科専門教育科目「心身健康学研究演習Ⅰ・Ⅱ」、「心身健康学卒業演習Ⅰ・Ⅱ」において、卒業論文作成に向けて、文献引用や研究計画法について、倫理面も含めて教育している。

【工学部】

一例として、「卒業研究Ⅰ」において、「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」などの倫理教材を用いて教育している。

【人間文化総合科学研究科】

博士前期課程・後期課程において、専攻等により内容は異なるが、研究倫理に関する科目を設け、研究者倫理、研究不正、利益相反、なども含めた教育を行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「奈良女子大学における研究データの保存に関する指針」に基づき、研究者は自ら作成又は取得した研究データについて責任をもって保存・管理しなければならないこと、文書、数値データ、画像などの研究資料は原則10年間、試料や標本などの有体物は原則5年間保存すること、などを定めている。

有体物の管理にあたっては、自然科学系生物科学領域のある研究室では、試料名や、遺伝子情報、実験担当者等の内容をまとめたExcelファイルを研究室内の共通情報基盤データとして作成し、研究室内のメンバーが共同編集可能なファイルとして維持管理している。経時的なデータの確認が行えるように記入の徹底が研究室内で強く求められており、メンバーの入れ替わりなどがあっても研究室主宰者のもと一元的な管理が継続的に行われるよう意図して実施されているものである。

No.	Name	Promoter	Gene1	Gene2	FL	TAG	Vector	Marker	Investigator	Remark
E285	pKY266		SCS2			mCherry	YEplac195	URA3	XXX	KpnI in

さらに、研究者が異動又は退職により転出した場合は、保存すべき研究データについ

て、転出前の部局において保管する、又は当該部局が研究データの所在を把握する等の措置を講じることとなっている。

研究データの保存に際しては、令和5年度より研究データの管理システムとして、Gakunin RDMを導入している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

奈良女子大学若手研究者サポートシステム（メンター制度、H22年度から実施）において、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる体制を構築しており、メンターチームの業務として、若手研究者の研究上の不正行為、研究費の不正使用の防止に係るチェック、指導助言を行っている。

文学部において、文学部研究交流集会を年2～3回程度開催し、若手研究者に対する支援、助言等を行うなど、学部、学科の事情に応じた取組を行っている。

調査結果 奈良先端科学技術大学院大学

(1) 研究倫理教育の体制

奈良先端科学技術大学院大学では、「奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範」において、研究に携わる全ての者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また加担もしないことを定めている。

体制については、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」において、学長は研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じることになっており、研究担当理事が学長を補佐し、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、実質的な権限と責任を有し、適切な措置を講じている。

また、研究科長等は、研究科等を統括する権限と責任において、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに、研究倫理教育責任者として、所属する研究者等（学生等を含む）に対し、研究倫理教育を定期的に行うことになっている。研究倫理教育の推進にあたり、研究科長等は研究倫理教育副責任者を置くことができる。

このほか、研究費不正、安全保障など、研究に伴うリスクについて審議する研究リスクマネジメント委員会において、研究倫理教育を含む研究活動上の不正行為防止等に係る案件について審議等を行っている。また、研究リスクマネジメント委員会のもとに設置されている研究不正防止推進室は、研究活動に伴う不正を防止に係る実務を担う研究協力課と、研究担当理事、人事課、会計課などの関係課が連携する体制となっており、研究倫理教育、研究資料の保存、研究費不正防止計画、コンプライアンス教育に関する調査、分析及び連絡調整を行っている。

<体制図>



運営・管理体制

研究活動上の不正行為防止	
学長	研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者
研究担当理事	学長を補佐し、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、実質的な権限と責任を有する者
研究科長等 (研究倫理教育責任者)	研究科等における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、当該研究科等を統括する権限と責任を有する者
研究科長等が指名する者 (研究倫理教育副責任者)	研究科長等を補佐する者

研究リスクマネジメント委員会

研究倫理教育を含む研究活動上の不正行為防止に係る企画・立案に関する事項の審議等を行う

<審議事項>

- (1) 研究活動上の不正行為防止に係る企画及び立案に関する事項
- (2) 研究費の不正使用防止に係る企画及び立案に関する事項
- (3) 安全保障輸出管理に関する事項
- (4) 安全保障研究に関する事項
- (5) ABS指針に関する事項
- (6) 研究インテグリティの確保に関する重要事項

<構成>

- (1) 研究担当理事
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 研究科長
- (4) 各領域長
- (5) 管理部長
- (6) 事業推進部長
- (7) その他学長が必要と認める者

研究不正防止推進室

<業務内容>

次に掲げる事項に関する調査、分析及び連絡調整を行う。

- (1) 研究倫理教育に関すること
- (2) 研究資料の保存に関すること
- (3) 研究費不正防止計画に関すること
- (4) コンプライアンス教育に関すること
- (5) その他研究不正防止に関すること

<構成>

- (1) 研究担当理事
- (2) 研究協力課長
- (3) 人事課長
- (4) 会計課長
- (5) その他学長が必要と認める職員

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育に際しては、一般財団法人公正研究推進協会の作成する e-ラーニング教材 (eAPRIN) を使用しており、5年に1回受講するよう受講状況を管理して、未受講者への指導等を行っている。研究協力課において受講状況を管理し、有効期限が近付いている研究者には受講を促すとともに、これらの研修を受講しない場合は外部資金に応募できないこととしている。受講科目の中にはピア・レビューに関するものも含まれており、査読における不適切な行為についても対応している。

また、研究支援人材を含め、新任教職員研修 (採用時のオリエンテーション) において、研究不正や研究者倫理など、研究活動における不正行為に関する考え方や取組、不正が生じた場合の調査等の仕組み、不正が措置された場合の措置等について説明している。

さらに、研究リスクマネジメント研修を行い、研究費の使用、安全保障輸出管理、研究インテグリティなど研究に伴うリスクについて、公開されている解説動画なども活用して研修を行っている。

加えて、毎年度実施している科学研究費助成事業の学内説明会では、「研究活動と科学者の責任」と題して、研究者の責務、研究倫理、研究活動上の行動規範、研究費の不正使用、研究活動における不正行為等に関する説明を研究担当理事から行うことにより、研究者に対し研究公正の意識醸成を図っている。

＜採用時オリエンテーションでの資料＞



(3) 学生に対する研究倫理教育

研究者だけでなく学生も研究倫理教育の受講が義務付けられており、全ての学生に対し、研究倫理教育講習において、日本学術振興会が提供する e-ラーニング教材 (eL CoRE) のうち、特に責任ある研究活動、研究計画、研究実施、研究データなどに関連する科目を受講させ、合格を修了要件としている。受講科目の中にはピア・レビューに関するものも含まれており、査読における不適切な行為についても対応している。

また、科学技術に造詣の深い学識研究者や研究倫理の専門家による外部講師等の下、「技術と倫理」、「グリーンイノベーションにおける倫理的・法的・社会的課題」の各授業科目を必修科目、選択必修科目として展開している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範」において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いの徹底について定めた上で、「研究資料保存ガイドライン」において、研究記録、数値データ・画像等の一次データ等については、論文等発表の後10年、研究資料や装置等は、論文等発表の後5年間保存することとしている。

研究資料の保存は大学において、紙媒体はファイリング等により、電子化された資料はメタデータの整理・管理とバックアップの作成により、ハードディスク等記録媒体に再生利用可能な形で保存することになっている。

なお、研究者の異動・退職に伴い、当該研究者が紙媒体の資料の原本を必要とする場合は、研究室主催者又は研究科長の許可を得て、原本の所在の追跡可能性を担保した上で、複写物を大学に残すことを可能としている。また、研究室が廃止される場合は、研究室主催者は研究資料の保存を大学に委託しなければならないとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

論文の剽窃チェックツールである iThenticate を教員、研究者に導入し、研究成果、投稿論文、学位申請論文などのチェックを行っている。令和6年度からは、当該ツールを学生も利用できるよう利用者を拡大し、更なる利用促進を図っている。

また、ハゲタカジャーナルに関する注意喚起を行い、ハゲタカジャーナルかどうかを見分けるポイントなどをHPに掲載している。

学長は研究倫理教育の推進に理解があり、学長が入学式の挨拶において、自ら研究倫理の重要性について発信した。また、学長による動画「研究活動上の不正行為防止について」を作成し、入学等の時期が多様であることを踏まえ、年4回視聴の案内している。

このほか、学生に対する授業において、研究倫理に関する授業を設けるだけでなく、科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)から「科学技術倫理序論」という授業を設けており、その中で、「工学倫理」「法規と倫理」などの倫理関係のテーマのほか、「デュアルユース」などの多様なテーマを学習可能としている。

<動画「研究活動上の不正行為防止について」>

